

廃棄物再生事業者登録の手引き

令和 7 年 4 月

目 次

I	登 録	
I-1	制度概要	3
I-2	登録要件	4
I-3	登録手続	6
I-4	申請書類	9
<記載例>		
	・廃棄物再生事業者登録申請書（規則第 29 号様式）	12
	・廃棄物再生事業計画（実績報告）書（要綱第 1 号様式）	13
	・施設及び設備概要書（要綱第 2 号様式）	14
	・申告書（要綱第 3 号様式）	16
II	登録後の届出等	
II-1	登録証明書の再交付	18
II-2	変更届出	18
II-3	継続届出	20
II-4	休止・再開届出	22
II-5	廃止届出	22
<記載例>		
	・廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書（細則第 31 号様式）	23
	・廃棄物再生事業者登録変更届（細則第 32 号様式）	24
	・登録再生事業継続届（要綱第 5 号様式）	25
	・廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届（細則第 33 号様式）	26
III	参考資料	
III-1	登録基準一覧	28
III-2	添付書類一覧	32
III-3	関係法令等	
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係（抜粋）	34
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（抜粋）	41
	・廃棄物再生事業者の登録に関する要綱	42
IV	様式集	
IV-1	細則様式	
	・第 29 号様式 廃棄物再生事業者登録申請書	49
	・第 31 号様式 廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書	50
	・第 32 号様式 廃棄物再生事業者登録変更届	51
	・第 33 号様式 廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届	52
IV-2	要綱様式	
	・第 1 号様式 廃棄物再生事業計画（実績報告）書	53
	・（参考様式） 廃棄物再生事業計画（実績報告）書別添	54
	・第 2 号様式 施設及び設備概要書	55
	・第 3 号様式 申告書	56
	・第 5 号様式 登録再生事業者継続届	57

- 1 制度概要
- 2 登録要件
- 3 登録手続
- 4 申請書類

I-1 制度概要

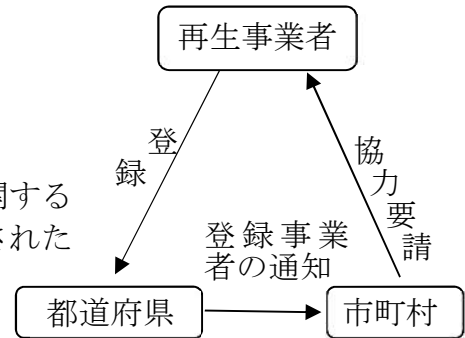
【目的】

- 1 優良な事業者の育成を図る
- 2 市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力体制の整備を図る

再生事業者登録は、

- (1) 廃棄物の減量化・再生の推進
- (2) 廃棄物の適正処理の確保
- (3) 処理施設の確保

を主なねらいとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）が平成3年に改正された際、(1)の廃棄物の減量化・再生の推進を図るため、定められた制度です。



【登録】

- 1 廃棄物の再生を業として営んでいる者で、一定の基準に適合する場合に、知事が事業場ごとに登録します。
- 2 登録事業者は、『登録廃棄物再生事業者』の名称を使用することができます。

<ご注意ください!!>

- 1 処理業の許可等は必要
 - ・ この登録の有無にかかわらず、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を業として行おうとする場合には、それぞれの処理業の許可が、処理に伴って設置する処理施設が法に定める規模以上の場合には、処理施設の設置許可が必要となります。詳細は申請書類の提出先へ事前に御相談ください。
- 2 名称の使用
 - ・ 廃棄物再生事業者として登録しなくても、廃棄物の再生を業として営むことは差し支えありませんが、『登録廃棄物再生事業者』の名称は使用できません。
- 3 5年ごとに継続届が必要
 - ・ 神奈川県では、登録後5年ごとに継続の届出が必要となります。
- 4 手数料
 - ・ 手数料は40,000円で、登録申請時に必要となります。

I-2 登録要件

(1) 廃棄物再生事業者として登録を受けるには、次の要件を満たしていることが必要です。

- 1 廃棄物の再生を業として営んでいること
- 2 事業場が神奈川県内にあること
- 3 申請者が欠格要件に該当しないこと
- 4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に適合すること
- 5 廃棄物の再生に適する施設を有すること
- 6 運搬施設を有すること
- 7 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること

なお、有価物のみを取り扱っている場合は登録できません（市況により変動する場合を除く）。

(2) 登録要件の具体的な内容は次のとおりです。

1 廃棄物の再生を業として営んでいること

- この制度は、現に廃棄物の再生を業として営んでいる事業者を登録するものです。
- 業務経歴の長短は問いませんので、業を始めたばかりでも差し支えありませんが、業を営むために必要な許可や認可等は、登録申請前に取得している必要があります。
- このため、登録申請の際、廃棄物処理業許可、廃棄物処理施設設置許可等を受けていることを確認させていただきます（許可を受けていない事業者は登録を受けられない場合があります）。

2 事業場が神奈川県内にあること

- 神奈川県知事の登録を受けることができるのは、本社の所在地に関わりなく、神奈川県内にある事業場です。
- 複数の事業場を登録する場合は、事業場ごとに申請の手続きを行ってください。→詳細は、8ページ＜別表＞

3 申請者が廃棄物再生事業者の登録に関する要綱(以下「要綱」という。)第3条第1号に規定する欠格事由に該当しないこと

- 申請者が次に該当しないことを、登録申請時に申告書（要綱第3号様式）により確認させていただきます。
 - ① 法第7条第5項第4号イからルに定める者→詳細は、28ページ
 - ・ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
 - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者 等
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第22条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者

4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に適合していること

- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例等（横浜市、川崎市は別途制定）で定める指定事業所に該当する場合は、その許可を受けていることを確認します。

5 廃棄物の再生に適する施設を有すること

- 次の4点について、すべて満たしている必要があります。
- ① 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散のおそれのない保管施設を有すること。また、必ずしも屋根等を有する必要はありませんが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。
- ② 防虫、防鼠及び防火に適した材質の高さ1.8メートル以上の塀又は外壁を有すること。
- ③ 再生に適した床面積が16平方メートル以上の施設を有すること。
- ④ 再生する品目ごとに、次の基準を満たすこと。

古 紙	○ 選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する1時間当たり3トン以上の処理能力を有する施設
金 属 く ず	○ 1時間当たり100キログラム以上の処理能力を有する次の選別施設、加工施設の両方を有すること。 ① 磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等、再生の目的となる金属を選別する施設 ② 再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等
空 き び ん	○ 200リットル以上の専用容器を備えた次のいずれかの施設を有すること ① カレットを色別を選別する施設 ② カレットから不純物を選別、除去する施設 ③ リターナブルびんを選別する施設
古 織 維	○ 選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する毎分200回転以上の能力を有するウエス裁断機
廃プラスチック類又は木くず	○ 1時間当たり10キログラム以上の再生能力を有する加工施設

建設廃材(コンクリート塊・アスファルト塊)	○ 当該産業廃棄物処分業の許可を受けた施設（移動式を除く）
その他	○ 当該廃棄物の再生に適すると知事が認めた施設

※ 各施設は、申請者が所有していることが原則ですが、自己所有でなくても、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、自己所有と同様に取り扱うことができます。

6 運搬施設を有すること

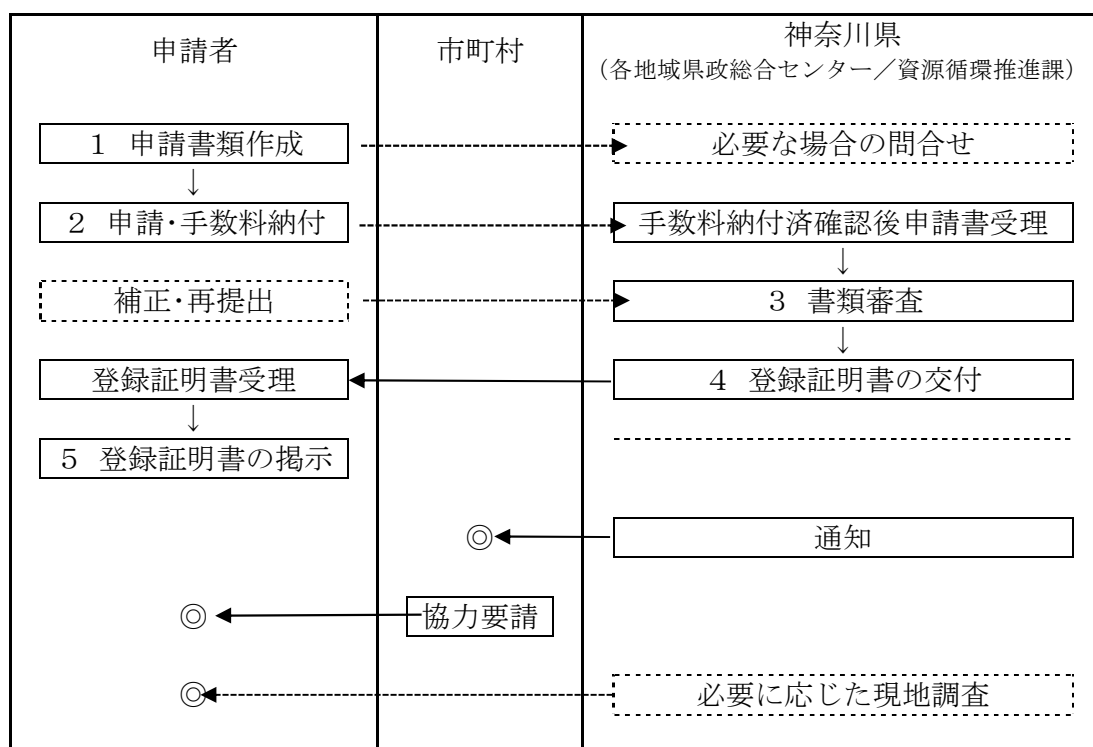
○ 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。

7 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること

○ 貸借対照表、納税証明書、業務経歴等で、個々に確認させていただきます。

I-3 登録手続

(1) 廃棄物再生事業者として登録を受けるまでの流れは次のとおりです。



(2) 登録までの具体的な流れは次のとおりです。

1 申請書類作成

- 申請書類（添付書類を含む）の作成時に、登録要件や必要書類等についてわからないことがありましたら、電話等でお問合せください。
- 申請書等は、次のホームページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合、電話で請求していただければ郵送いたします。
「かながわりサイクル情報」→「廃棄物再生事業者登録」→「廃棄物再生事業者各種手続」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f537767/p416897.html>

2 申請

- 申請書類の用意ができましたら、申請先（各地域県政総合センター又は県資源循環推進課）へ郵送又は持参してください。申請書類の提出先は8ページ＜別表＞のとおりです。
- 申請書類の必要部数は1部ですが、申請の控えが必要な場合は、正副2部を提出してください。副本については、収受印を押して返却します。
- 郵送による申請手続きにあたり、提出していただくものは次のとおりです。

区 分		提出していただくもの
書類の控えを返送する必要がある場合		・申請書類 1部 ・送付先の宛名を記載した、レターパックプラス又は530円分の切手を貼付したA4判が入る封筒（登録証明書用）
書類の控えを返送する必要がある場合	書類の控え（副本）を登録証明書よりも先に郵送してほしい場合	・申請書類 正副2部 ・送付先の宛名を記載した、申請書類の副本返送に必要な切手（普通郵便可）を貼付した封筒（副本用） ・送付先の宛名を記載した、レターパックプラス又は530円分の切手を貼付したA4判が入る封筒（登録証明書用）
	書類の控え（副本）を登録証明書と同時に郵送してほしい場合	・申請書類 正副2部 ・送付先の宛名を記載した、レターパックプラス又は530円分の切手を貼付したA4判が入る封筒（副本及び登録証明書用）※副本が概ね50g以上の場合は、レターパックプラスとしてください。

- 登録申請手数料は、40,000円です。手数料は次のいずれかの方法により、申請書類の提出先へ事前に申し出た上でお支払いください。納付書により納付した場合は、当該納付済証を申請書類に添えてください。
 - 1 窓口においてキャッシュレス納付
 - 2 金融機関やコンビニエンスストア等において納付書により納付
 - 3 e-kanagawa 電子申請により電子納付
- キャッシュレス決済の詳細は、次のページで確認してください。
「申請手続きのキャッシュレス決済について」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f8r/shoushi/cashless.html#shiharahihouhou>

3 書類審査

- 提出していただいた申請書類を審査し、登録要件を満たすことを確認できた場合は登録を行います（審査の過程で補正・再提出をお願いすることがあります）。
- 現地確認は、必要に応じて行います。

4 登録証明書の交付

- 登録に要する日数は約1か月です（ただし、申請書類の不備等の理由により補正するために必要な日数は除きます）。登録後、登録証明書を原則として郵送します。

5 登録証明書の掲示

- 交付を受けた登録証明書は、登録した事業場の見やすい場所に掲示してください。
- 登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

<別表>

申請書類の提出先

申請する事業場の所在地	提出機関名	住所及び電話番号
横浜市、川崎市	神奈川県 環境農政局環境部 資源循環推進課 (県庁新庁舎)	〒231-8588 住所省略可 (横浜市中区日本大通 1) 045(210)4149
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境課 (県横須賀合同庁舎内)	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19 046(823)0210 内線 244～245
相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部環境調整課 (県厚木合同庁舎内)	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 046(224)1111 内線 2211～2213
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課 (県平塚合同庁舎内)	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 0463(22)2711 内線 2221～2223
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町	県西地域県政総合センター 環境部環境調整課 (県小田原合同庁舎内)	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 0465(32)8000 内線 2412～2415

I-4 申請書類

- (1) 廃棄物再生事業者の登録を申請する法人・個人は、以下の書類を提出していただく必要があります。なお、申請する事業場が複数ある場合は、事業場ごとに申請書類を作成してください。

- 1 法人、個人共通

 - ① 廃棄物再生事業者登録申請書
 - ② 廃棄物再生事業計画（実績報告）書
 - ③ 施設及び設備概要書
 - ④ 施設の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに設備の仕様書
 - ⑤ 事業場の施設の使用に関し権原を有することを証する書類
 - ⑥ 業務経歴を記載した書類
 - ⑦ 要綱第3条第1号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した申告書
 - ⑧ （該当する場合）廃棄物処理業許可証の写し、廃棄物処理施設設置許可証の写し、指定事業所許可証の写し
 - ⑨ その他知事が必要と認めた書類

2 法人の場合（1に加えて提出）

 - ① 定款又は寄附行為
 - ② 登記事項証明書（商業登記法（準用分を含む。以下同じ）に係るもの）
 - ③ 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

3 個人の場合（1に加えて提出）

 - ① 住民票の写し
 - ② 直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- (2) 申請書類の具体的な内容は次のとおりです。

1 廃棄物再生事業者登録申請書（細則第29号様式）

＜記載例＞ 12 ページ

2 廃棄物再生事業計画（実績報告）書（要綱第1号様式）

- P.6「その他」の品目に該当する場合は、別添参考様式（54 ページ）のとおり、詳細資料を提出してください。 ＜記載例＞ 13 ページ

3 施設及び設備概要書（要綱第2号様式）

＜記載例＞ 14 ページ

4 施設の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに設備の仕様書

- 再生を行う施設（再生施設、事業場施設、運搬施設）に係る図面及び設備の仕様書（処理能力計算を含む）を添付してください。

5 事業場の施設の使用に関し権原を有することを証する書類

- 土地、建物の登記事項証明書を添付してください。登記が完了していない等により、登記事項証明書を添付できない場合は、代わりに土地・建物の使用権原を有することが証明できるもの（事業場の地番の記載がある直近のもの）を添付してください。
- 自己所有でない土地、建物については、賃貸借契約書の写し、使用貸借契約書の写し等、使用権原を有することが確認できるものを添付してください。

6 業務経歴を記載した書類

- 廃棄物再生事業を開始してからの業務経歴を記載してください。（任意様式A 4 縦）
- 業務の沿革が記載してあれば、会社案内のパンフレット等で代用することもできます。

7 要綱第3条第1号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した申告書（要綱第3号様式）

- 法人の場合は、代表者、役員及び政令第4条の7で定める使用人を含め
ください。　＜記載例＞　16 ページ

8 各種許可証の写し

- 廃棄物処分業、廃棄物処理施設、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に規定する指定事業所の許可対象である場合、申請書にそれぞれの許可証の写しを添えてください。

9 その他知事が必要と認めた書類

- その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために、上記以外の添付書類が必要となる場合もありますので、御承知おきください。

【法人の場合】

10 定款又は寄附行為

- 「定款」を添付してください。（但し、財団である職業訓練法人等の場合は「寄附行為」を添付してください。）

11 登記事項証明書（商業登記法に係るもの）

- 発行後3か月以内のものを添付してください。

12 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

- 事業拡張により廃棄物再生事業を開始して間がない法人の場合は、事業を開始する直前期の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付してください。なお、直近期の純利益もしくは純資産がマイナスの場合は、今期を含む今後3期間の収支改善計画書を併せて提出してください。
- また、設立して間がない法人の場合は、設立時に作成した貸借対照表を添付してください。

【個人の場合】

13 住民票の写し

- 発行後3か月以内のものを添付してください。

14 直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- 所得税関係の書類を提出する場合は、各税務署の発行する納税証明書又は所得税の領収書の写し（納付すべき額と納付済額が確認できるもの1年分）を添付してください。
- 代替わりにより納税証明書がとれない場合は、業務経歴に代替わりに関する記載をするとともに、前代における所得税関係の書類を提出してください。
- その他、納税証明書がとれない場合は、事前に申請書類の提出先（8ページ）へ電話でお問い合わせください。

< 記載例 >

第 29 号様式（第 31 条関係）（日本産業規格 A 4 縦長型）

廃棄物再生事業者登録申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

住 所 横浜市中区日本大通 1
氏 名 神奈川県 株式会社
代表取締役 神奈川 県太
電 話 0 4 5 - 2 0 1 - 1 1 1 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条の 2 第 1 項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2
再生に係る事業の内容	① 古紙 ② 金属くず 3 空き瓶 4 古繊維 5 その他（具体的に ）
施設の種類及び数量	古紙の梱包機 1基 金属くずの圧縮機 1基 金属くずの磁選機 1基
施設の構造及び設備の概要	別添 施設及び設備概要書に記載のとおり
経理的基礎に関する資料	別添 貸借対照表のとおり

→申請日は申請書類の完了時に記載してください。

→主たる事務所の所在地を記載してください。

→登録を申請する事業場の所在地を記載してください。主たる事務所と同一の場合も記載してください。

< 記載例 >

第1号様式（第4条、第12条関係）（日本産業規格A4縦長型）

廃棄物再生事業計画~~（実績報告）~~書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

住 所 横浜市中区日本大通 1
氏 名 神奈川県 株式会社
代表取締役 神奈川 県太
電 話 045-201-1111

廃棄物再生事業計画~~（実績）~~（〇〇年△月～〇〇年□月）
は、次のとおりです。

品目	処理量	再生量	回 収 物		再 生 物	
			回収量	主な回収先	発生量	主な売却等先
古紙	1,000t	950t	500t	〇〇印刷(株)	500t	〇〇製紙(株)
			500t	△△サービス(株)	450t	(株)△△紙業
鉄くず	400t	400t	400t	〇〇精工(株)	400t	〇〇金属(株)
アルミ	100t	100t	100t	△△商店	100t	(株)△△
合計	1,500t	1,450t	1,500t		1,450t	

→申請日は申請書類の完了時に記載してください。

→主たる事務所の所在地を記載してください。

→法人の場合は1事業年度、個人の場合は暦年で1年分記載してください。

複数の再生品目がある場合は、品目別に分けてください。
処理量等各数量は、単位（t kg等）を必ず記載してください。

※ 欄が不足して2枚以上となる場合の合計欄は小計とし、最終ページに合計を記載してください。

<記載例>

第2号様式（第4条関係）（日本産業規格A4縦長型）

施設及び設備概要書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

住 所 横浜市中区日本大通1
氏 名 神奈川県 株式会社
代表取締役 神奈川 県太
電 話 045-201-1111

廃棄物再生事業者登録を受けようとする事業場の施設、設備は次のとおりです。

事業場施設	敷地	600㎡ 所有・賃借等		
	建物	構造 鉄骨造 延床面積 359㎡ 所有・賃借等		
	塀又は外壁の材質及び高さ	塀 材質鋼板 高さ4m 外壁 材質石膏ボード及び亜鉛メッキ鋼板 屋根 材質ガリバリウム鋼板 高さ8.3m		
事業場及び保管施設の悪臭・振動・飛散・出・地下浸透防止対策		振動対策:加工機械と床の間に防震ゴムを入れ、振動を防止 飛散対策、流出対策:保管施設の周辺に高さ〇メートルの外壁を設け、飛散や流出を防止 地下浸透防止対策:床をコンクリート敷きにして地下浸透を防止 取扱う廃棄物に悪臭はない		
再生施設	種類	梱包機	圧縮機	磁選機
	メーカー名及び型式	(株)〇〇 A型(株)	△△(株) B-Ⅱ型	(株)〇△ C-Ⅲ型
	数量(基)	1基	1基	1基
	能力	古紙再生 3.2(t/時間)		
		金属くず再生 0.2(t/時間)		
	空き瓶再生 (ℓ) 古繊維再生 (回転/分)			
	その他再生			
運搬施設	種類	フォークリフト	ショベルローダー	トラック
	メーカー名及び最大積載量	(○製)3.5t	(○製)260kg	(○製)2t
	数量	1台	1台	2台

→申請日は申請書類の完了時に記載してください。

→主たる事務所の所在地を記載してください。

欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

※

- ※〔古紙〕 梱包機の 1 時間当たりの処理能力
- 〔金属くず〕 選別施設及び加工施設の 1 時間当たりの処理能力
- 〔空きびん〕 選別用の容器の容量
- 〔古繊維〕 ウェス裁断機の 1 時間当たりの回転数
- 〔廃プラスチック類又は木くず〕 加工施設の 1 時間当たりの処理能力
- 〔建設廃材(コンクリート塊・アスファルト塊)〕 加工施設の 1 時間当たりの処理能力
- 〔その他〕 再生のための装置の稼働状況に応じて、1 時間当たり又は 1 分当たりの再生能力

< 記載例 >

第 3 号様式（第 4 条関係） （日本産業規格 A 4 縦長型）

申告書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

住 所 横浜市中区日本大通 1
氏 名 神奈川県 株式会社
代表取締役 神奈川 県太
電 話 0 4 5 - 2 0 1 - 1 1 1 1

「廃棄物再生事業者の登録に関する要綱」第 3 条第 1 号に規定する申請者等の欠格要件に該当しない旨を申告します。

フリガナ 申請者等氏名 (代表者、役員※)	役職名	生年月日	性別	住 所
カナガワ ケンタ 神奈川 県太	代表取締役	S34.5.6	男	〇〇市〇〇〇1-1
△△△ △△△ 〇〇 〇〇	取締役	S45.6.7	女	〇市〇〇10
△△△ △△△ 〇〇 〇〇〇	監査役	H2.3.4	女	〇〇市〇〇5-4-321
△△ △△△ 〇 〇〇	横浜事業場長	S56.7.8	男	〇〇市〇〇67

※ 登録された登録再生事業者の事業場を主として管理する者を含む。

→申請日は申請書類の完了時に記載してください。

→主たる事務所の所在地を記載してください。

押印は不要です。

Ⅱ 登録後の届出等

- 1 登録証明書の再交付
- 2 変更届出
- 3 継続届出
- 4 休止・再開届出
- 5 廃止届出

Ⅱ－１ 登録証明書の再交付

1 紛失、き損又は汚損した場合の取扱い

- 登録証明書を紛失、き損又は汚損した場合は、「廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書」（細則第 31 号様式）を、登録時の申請書類の提出先（８ページ）へ郵送又は持参してください。＜記載例＞23 ページ
- き損又は汚損した証明書は、再交付申請書に添付し、また、紛失した登録証明書を発見した場合は、速やかに郵送（普通郵便可）又は持参により返納してください。
- 再交付する証明書を原則として郵送します。再交付申請書に同封する封筒については、Ⅰ－３登録手続（２）２申請（７ページ）を参照してください。
- 手数料は不要です。

Ⅱ－２ 変更届出 【Ⅲ－２添付書類一覧表（32 ページ）参照】

登録事項に変更が生じた場合は、30 日以内に「廃棄物再生事業者登録変更届」（細則第 32 号様式）に、変更内容に応じた以下の必要書類を添付して、登録時の申請書類の提出先（８ページ）へ郵送又は持参してください。変更内容によっては、必要に応じて現地確認を行います。＜記載例＞ 24 ページ

1 氏名、名称、住所の変更、法人にあってはその代表者の変更

- (1) 法人の場合
 - 登記事項証明書（商業登記法に係るもの）
- (2) 個人の場合
 - 住民票の写し

2 事務所の所在地の変更（事業場の移転を伴わないもの）

- (1) 法人の場合
 - 登記事項証明書（商業登記法に係るもの）
- (2) 個人の場合
 - 住民票の写し

3 事業場の所在地の変更

- 廃棄物再生事業者として登録している事業場が移転する場合は、登録申請時と同程度の添付書類が必要となる場合がありますので、事前に申請書

類の提出先（８ページ）へ電話でお問い合わせください。

※ なお、上記１～３で住居表示変更による場合は、市町村からの通知等、事実が確認できる書類の添付のみで結構です。

4 廃棄物の再生に係る事業の内容の変更

- 事業計画の概要を記載した書類（要綱第１号様式）＜記載例＞１３ページ
 - （１） 主な回収先・売却先の変更等により申請時又は継続の届出時に比べて、処理量・再生量が著しく増減した場合
 - （２） 設備の増設及び取扱品目の追加等により、申請時又は継続の届出時に比べて、処理量・再生量が増減した場合

5 施設の種類、数量並びに構造及び設備の変更

- 施設及び設備の概要を記載した書類（要綱第２号様式）
＜記載例＞ １４ページ
 - 施設の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに設備の仕様書
 - ・ 変更となった施設に係る図面及び設備の仕様書を添付してください。
 - 事業場の施設の使用に関し権原を有することを証する書類（変更が生じた場合のみ）
 - ・ 土地、建物の登記事項証明書を添付してください。登記が完了していない等により、登記事項証明書を添付できない場合は、代わりに土地・建物の使用権原を有することが証明できるもの（事業場の地番の記載がある直近のもの）を添付してください。
 - ・ 自己所有でない土地、建物については、賃貸借契約書の写し、使用貸借契約書の写し等、使用権原を有することが確認できるものを添付してください。
- ※ 施設や設備の変更に伴い、取扱品目、処理量・再生量又は主な回収先・売却先に変更が生じる場合は、事業計画の概要を記載した書類（要綱第１号様式）も併せて提出してください。

6 登録証明書の取扱い

- 変更届出により、登録証明書の記載内容に変更が生じる場合は、新たな登録証明書を原則として郵送します。届出書類に同封する封筒については、Ⅰ－３登録手続（２）２申請（７ページ）を参照してください。
- また、交付されていた登録証明書は、新たな登録証明書が交付されましたら速やかに、郵送（普通郵便可）又は持参により返納してください。

7 変更届出手数料

- 手数料は不要です。

Ⅱ－3 継続届出

『登録を受けた日から起算して5年を経過した方』で『引き続き登録再生事業者として廃棄物の再生を業として営もうとする方』は「登録再生事業継続届」（要綱第5号様式）に、以下の書類を添付して、登録時の申請書類の提出先へ郵送又は持参してください。

なお、継続届の提出に際しては、変更事由の有無についても十分確認してください。＜記載例＞25 ページ

1 添付書類

(1) 法人の場合

- 事業の実績を記載した書類（要綱第1号様式）
- 事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

※ いずれも直近の事業年度1年分。

なお、直近期の純利益もしくは純資産がマイナスの場合は、今期を含む今後3期間の収支改善計画書を併せて提出してください。

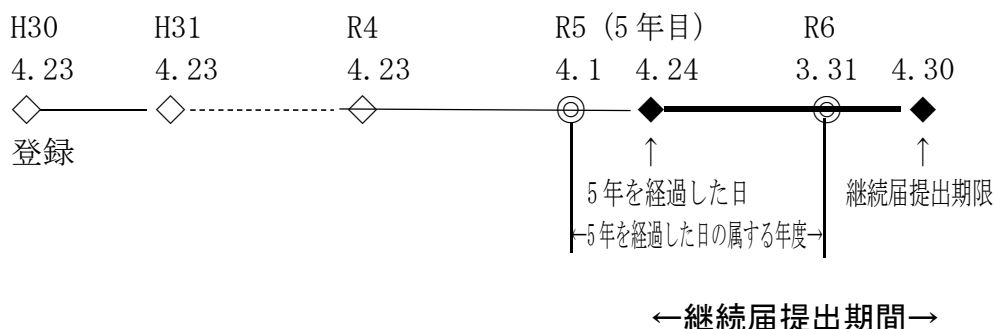
(2) 個人の場合

- 事業の実績を記載した書類（要綱第1号様式）
 - 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ※ いずれも直近の暦年（1月から12月まで）1年分

2 届出期間

- 登録を受けた日から起算して5年を経過した日から翌年度の4月30日まで

（例）登録日が H30. 4. 23 の場合



※ 以後5年ごとに届け出てください。

2回目 R10.4.24 から R11.4.30 まで

3回目 R15.4.24 から R16.4.30 まで

3 届出書類の作成・提出

- 届出書類（添付書類を含む）の作成時に、必要書類等についてわからないことがありましたら、登録時の申請書類の提出先（8ページ）へ電話等でお問い合わせください。
- 届出の際、廃棄物処分業許可、廃棄物処理施設設置許可を受けていることを確認しますので、許可証の写しを添付してください。（必要な許可を受けていない事業者は継続ができない場合があります。）

※廃棄物処分業許可、廃棄物処理施設設置許可の基準は表の通りです。

品 目	処分業許可	処理施設設置許可	
古紙	不 要 (他の品目を 含む場合は 必要)	(一般廃棄物)	(産業廃棄物)
金属くず		(焼却以外) 処理能力 5 t／日 以上は必要	不 要
空きびん			
古繊維			
廃プラスチック類又は木くず	必 要		(破碎)処理能力 5 t／日以上は必要
建設廃材(コンクリート塊・アスファルト塊)			(破碎)処理能力 5 t／日以上は必要
その他			施設の種類に応じる

- 届出書類の用意ができましたら、登録時の申請書類の提出先（8ページ）へ必要書類（添付書類を含む）を郵送又は持参してください。
- 登録要件を満たすことを確認できた場合は、新たな登録証明書を原則として郵送します。届出書類に同封する封筒については、Ⅰ－3登録手続（2）2申請（7ページ）を参照してください。
なお、現地確認は、必要に応じて行います。
- 新しい登録証明書が届きましたら、現在掲示中の登録証明書を郵送（普通郵便可）又は持参により返納してください。

4 継続届出手数料

- 手数料は不要です。

Ⅱ－4 休止・再開届出

登録している事業場を「休止」又は「休止した事業場を再開」する場合は、30日以内に「廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届」（細則第33号様式）

を、登録時の申請書類の提出先（８ページ）へ郵送又は持参してください。

Ⅱ－５ 廃止届出

廃棄物再生事業者として登録している事業場を廃止する場合は、30 日以内に「廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届」（細則第 33 号様式）に、交付されていた登録証明書を添付して、登録時の申請書類の提出先（８ページ）へ郵送又は持参してください。

＜記載例＞ 26 ページ

< 記載例 >

第 31 号様式（第 31 条関係）（日本産業規格 A 4 縦長型）

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

住 所 横浜市中区日本大通 1
氏 名 神奈川県 株式会社
代表取締役 神奈川 県次
電 話 0 4 5 - 2 0 1 - 1 1 1 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 31 条第 3 項の規定により、廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	登録番号	第G〇〇〇〇〇〇号
事業場の所在地	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2		
事業の内容	古紙の再生 金属くずの再生		
紛失、損傷又は汚損の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
再交付申請の理由	清掃中に誤って床に落とし、拾う時に破いてしまった		

備考 き損又は汚損の場合は、登録証明書を添付してください。

※ 紛失による再交付後、証明書を発見した場合は、速やかに返納してください。

→申請日は申請書類の完了時に記載してください。

→主たる事務所の所在地を記載してください。

→登録している事業場の所在地を記載してください。

→登録している品目を記入してください。

→正確な日付が不明な場合は、〇月〇日頃又は〇月中旬と記載してください。

具体的に記載してください。

<記載例>

第 32 号様式（第 31 条関係）（日本産業規格 A 4 縦長型）

廃棄物再生事業者登録変更届

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

住 所 横浜市中区日本大通 1
氏 名 神奈川県 株式会社
代表取締役 神奈川 県次
電 話 0 4 5 - 2 0 1 - 1 1 1 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 20 条の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について次のとおり変更したので、届け出ます。

登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	登録番号	第G〇〇〇〇〇〇号
事業場の所在地	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2		
変更内容	変更前	変更後	
	代表取締役 神奈川 県太	代表取締役 神奈川 県次	
変更理由	代表取締役の変更のため		
変更年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		

→届出日は届出書類の完了時に記載してください。

→主たる事務所の所在地を記載してください。

→登録している事業場の所在地を記載してください。

変更理由を具体的に記載し、変更内容を証明する書類を添付してください。

<記載例>

第5号様式（第12条関係）（日本産業規格A4縦長型）

登録再生事業継続届

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

住 所 横浜市中区日本大通 1
氏 名 神奈川県 株式会社
代表取締役 神奈川 県次
電 話 045-201-1111

登録再生事業を継続するので、廃棄物再生事業者の登録に関する要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	第G〇〇〇〇〇〇号	登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
登録事業者の所在地	横浜市中区日本大通1		
再生に係る事業の内容	① 古紙 ② 金属くず 3 空き瓶 4 古繊維 5 その他（具体的に		
施設の種別及び数量	古紙の梱包機 1基 金属くずの圧縮機 1基 金属くずの磁選機 1基		
施設の構造及び設備の概要	保管施設 事業場 土地 600㎡ 建物 359㎡ 再生施設 梱包機 (株)〇〇製A型 圧縮機 △△(株)製B-Ⅱ型 磁選機 (株)〇△製C-Ⅲ型 運搬施設 フォークリフト 1台 ショベルローダー 1台 トラック(2t) 2台		

→届出日は届出書類の完了時に記載してください。

→主たる事務所の所在地を記載してください。

→登録している事業場の所在地を記載してください。

→欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

<記載例>

第 33 号様式（第 31 条関係）（日本産業規格 A 4 縦長型）

廃棄物再生事業者廃止~~（休止・再開）~~届

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

住 所 横浜市中区日本大通 1
氏 名 神奈川県 株式会社
代表取締役 神奈川 県次
電 話 0 4 5 - 2 0 1 - 1 1 1 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 21 条の規定により、廃棄物再生事業場を廃止~~（休止・再開）~~したので、届け出ます。

登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	登録番号	第G〇〇〇〇〇〇号
事業場の所在地	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2		
廃止若しくは休止又は再開の理由	事業場を県外へ移転したため (移転先 東京都)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		

備考 廃棄物再生事業場の廃止の場合は、登録証明書を添付してください。

→届出日は届出書類の完了時に記載してください。

→主たる事務所の所在地を記載してください。

→登録している事業場の所在地を記載してください。

具体的に記載してください。

休止期間が決まっている場合は、再開年月日も併せて記入してください。

III 參考資料

- 1 登録基準一覧
- 2 添付書類一覧
- 3 関係法令等

Ⅲ－１ 登録基準一覧

廃棄物の再生を業として営んでいること
事業場が神奈川県内にあること
法第7条第5項第4号イからルに定める者に該当しないこと
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項（抜粋） （4） 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間

	に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋） （法第7条第5項第4号ニの生活環境の保全を目的とする法令） 第4条の6 法第7条第5項第4号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 （1） 大気汚染防止法 （2） 騒音規制法（昭和43年法律第98号） （3） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号） （4） 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） （5） 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） （6） 振動規制法（昭和51年法律第64号） （7） 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号） （8） ダイオキシン類対策特別措置法 （9） ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人)		
第4条の7 法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。		
(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）		
(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）		
(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者)		
第2条の2の2 法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。		
令第22条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者に該当しないこと		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）		
(登録の取消し)		
第22条 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。		
(1) その事業の用に供する施設その他の事項が法第20条の2第1項の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。		
(2) 前2条の規定による届出をしなかつたとき。		
神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に適合し、かつ、以下の施設を有すること		
防虫、防鼠及び防火に適した材質の高さ1.8メートル以上の塀、又は外壁を有すること		
廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散のおそれのない保管施設を有すること		
床面積が16平方メートル以上で、次の基準に適合した施設を有すること		
再生を行う品目	古紙	選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する 1時間当たり3トン以上の処理能力を有する施設
	金属くず	1時間当たり100キログラム以上の処理能力を有する次の選別施設、加工施設の両方有すること ① 磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等、再生の目的となる金属を選別する施設 ② 再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等
	空きびん	200リットル以上の専用容器を備えた次のいずれかの施設を有すること

		① カレットを色別に選別する施設 ② カレットから不純物を選別、除去する施設 ③ リターナブルびんを選別する施設
	古 織 維	選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する毎分 200 回転以上の能力を有するウエス裁断機
	廃プラスチック類又は木くず	1 時間当たり 10 キログラム以上の再生能力を有する加工施設
	建設廃材(コンクリート塊・アスファルト塊)	当該産業廃棄物処分業の許可を受けた施設（移動式を除く）
	そ の 他	当該廃棄物の再生に適すると知事が認めた施設
再生品の運搬に適するフォークリフト等の運搬施設を有すること		
事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること		

品 目	処分業許可	処理施設設置許可	
古紙	不 要 (他の品目を含む場合は必要)	(一般廃棄物)	(産業廃棄物)
金属くず			不 要
空きびん			
古繊維	必 要	(焼却以外)	
廃プラスチック類又は木くず		処理能力 5 t / 日以上は必要	(破碎) 処理能力 5 t / 日以上は必要
建設廃材(コンクリート塊・アスファルト塊)			(破碎) 処理能力 5 t / 日以上は必要
その他			施設の種類に応じる

Ⅲ－２ 添付書類一覧

◎：必ず添付が必要な書類

△：該当すれば添付が必要な書類

申請区分 添付書類		新規	継続	変更届							備考
				氏名又は名称の変更	住所の変更	代表者の変更	事務所の所在地の変更	事業場の所在地の変更※１	事業内容の変更	施設の種類、数量並びに構造及び設備の変更	
共通	事業計画（実績報告）	◎	◎						◎	△※２	「その他」の品目に該当する場合は、詳細資料を提出
	施設及び設備概要書	◎								◎	
	施設の図面並びに設備の仕様書										設備の仕様書は、処理能力を算出した根拠を示すもの
	平面図	◎						◎		△	
	立面図	◎						◎		△	
	断面図	◎						◎		△	
	構造図	◎						◎		△	
	設備の仕様書	◎						◎		△	
	事業場の施設の所有権を有すること（所有権を有していない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	◎						◎		△	・自ら所有している場合は、土地・建物登記事項証明書等 ・所有権を有していない場合は、土地・建物賃貸借（使用貸借）契約書（写）等
	業務経歴を記載した書類	◎									パンフレット代用可
	要綱第３条第１号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した申告書	◎									申請者が欠格要件に該当しないことを証する
	廃棄物処理業、廃棄物処理施設、指定事業所許可証の写し	△	△	△	△	△	△	△	△		許可対象の場合

申請区分 添付書類	新規	継続	変更届							備考
			氏名又は名称の変更	住所の変更	代表者の変更	事務所の所在地の変更	事業場の所在地の変更※1	事業内容の変更	施設の種類、数量並びに構造及び設備の変更	
その他知事が必要と認めた書類	△	△	△	△	△	△	△	△	△	個別に必要な場合がある
法人	登記事項証明書	◎	◎	◎	◎	◎				発行日より3ヶ月以内のものに限る
	定款又は寄附行為の写し	◎	△	△	△	△				
	直近事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 (なお、直近期の純利益もしくは純資産がマイナスの場合は、今期を含む3期間の収支改善計画書を併せて提出)	◎	◎							・事業拡張により再生事業を開始して間もない法人の場合は、再生に係る事業を開始する直前期の貸借対照表 ・設立して間もない法人の場合は、設立時貸借対照表
個人	住民票の写し	◎	◎	◎		◎				発行日より3ヶ月以内のものに限る
	直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類									納税証明書又は領収書の写しは、納付すべき額と納付済額が確認できる1年分
	納税証明書の写し	◎	◎							
	領収書の写し	◎	◎							

※1 事業場の所在地を変更した場合の添付書類は個別に相談

※2 回収量・処理量又は主な回収先・売却先に変更が生じる場合

Ⅲ－３ 関係法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
（一般廃棄物処理業） 第 7 条第 5 項 （４） 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ホ 第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む	（法第 7 条第 5 項第 4 号ニの生活環境の保全を目的とする法令） 第 4 条の 6 法第 7 条第 5 項第 4 号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 （１） 大気汚染防止法 （２） 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） （３） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号） （４） 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） （５） 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） （６） 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） （７） 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号） （８） ダイオキシン類対策特別措置法 （９） ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） へ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイから	（法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人） 第4条の7 法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする （1） 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） （2） 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
チまでのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの （廃棄物再生事業者） 第 20 条の 2 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。 2 前項の登録に関して必要な事項は政令で定める。 3 第 1 項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。 4 市町村は、第 1 項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。	（廃棄物再生事業者の登録） 第 17 条 法第 20 条の 2 第 1 項に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、同項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 （1） 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 （2） 事務所及び事業場の所在地 （3） 廃棄物の再生に係る事業の内容 （4） 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要 （5） 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料 2 前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。 （登録） 第 18 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による登録の申請があつたときは、廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設その他の事項が法第 20 条の 2 第 1 項の環境省令で定める基準に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
第 34 条 第 20 条の 2 第 3 項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、10 万円以下の過料に処する。	(登録証明書) 第 19 条 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付するものとする。 (変更の届出) 第 20 条 登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、第 17 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に変更があつたときは、30 日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 (休廃止の届出) 第 21 条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30 日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 (登録の取消し) 第 22 条 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。 (1) その事業の用に供する施設その他の事項が法第 20 条の 2 第 1 項の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。 (2) 前 2 条の規定による届出をしなかつたとき。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（抜粋）
（心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者） 第2条の2の2 法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （廃棄物再生事業者の登録基準） 第16条の2 法第20条の2第1項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 （1） 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。 （2） 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。 イ 古紙の再生を行う場合にあっては、当該古紙の再生に適する梱包施設 ロ 金属くずの再生を行う場合にあっては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設 ハ 空き瓶の再生を行う場合にあっては、当該空き瓶の再生に適する選別施設 ニ 古繊維の再生を行う場合にあっては、当該古繊維の再生に適する裁断施設 ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあっては、当該廃棄物の再生に適する施設 （3） 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。 （4） 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有	第4 廃棄物再生事業者に関する事項 1 廃棄物再生事業者の登録基準等 （1） 登録に必要な施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第16条の2第2号イからホに掲げる施設のうち、再生の対象となる廃棄物の種類に応じた施設並びに当該廃棄物の種類がいずれの場合にあっても共通して必要な同条第1号に規定する保管施設及び同条第3号に規定する運搬施設であること。 （2） 同条第1号に規定する保管施設は、屋根及び壁を有することを要件とするものではないが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。 （3） 同条第1号イに掲げる梱包施設とは、選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設をいうこと。 （4） 同条第1号ロに掲げる選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設をいうこと。 （5） 同条第1号ロに掲げる加工施設とは、再生の目的となる

すること。 (5) その他事業を適正に行うことができる者であること。 (廃棄物再生事業者の登録) 第 16 条の 3 令第 17 条第 2 項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。 (1) 事業計画の概要を記載した書類 (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (3) 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (4) 個人である場合には、住民票の写し (5) 業務経歴を記載した書類 (6) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類 (登録証明書) 第 16 条の 4 都道府県知事は、令第 19 条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 事業場の所在地 (3) 廃棄物の再生に係る事業の内容 (4) 登録の年月日及び登録番号	金属を含む廃棄物を切断、破砕等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等をいうこと。 (6) 同条第 1 号ハに掲げる選別施設とは、カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設をいうこと。 (7) 同条第 1 号ニに掲げる裁断施設とは、選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設をいうこと。 (8) 施設は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、所有と同様に取り扱って差し支えないこと。 (9) 経理的基礎については、申請書に記載された経理的基礎に関する資料、業務経歴を記載した書類等により確認すること。 (10) 廃棄物の再生に係る事業の内容、事業の用に供する施設に変更がある旨の届出があつた場合には、変更後も登録基準に適合することを確認すること。 (11) 廃棄物再生事業者の登録について、金属くず回収業者から当該申請を受けた場合は、都道府県公安委員会とも必要に応じ連絡調整を図りつつ、適切に対応されたいこと。
--	---

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（抜粋）

（廃棄物再生事業者の登録等）

第 31 条 法第 20 条の 2 第 1 項の規定により廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書（第 29 号様式）により、知事に申請するものとする。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）第 19 条の規定による登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書（第 30 号様式）とする。

3 前項の登録証明書を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより登録証明書の再交付を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書（第 31 号様式）に登録証明書を添えて（紛失した場合を除く。）知事に申請するものとする。

4 登録証明書の再交付を受けた者が紛失した登録証明書を発見したときは、直ちに当該登録証明書を知事に返還しなければならない。

5 政令第 20 条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届（第 32 号様式）に登録証明書を添えて、行うものとする。

6 政令第 21 条の規定による休廃止の届出は、廃棄物再生事業者登録廃止（休止・再開）届（第 33 号様式）に登録証明書を添えて行うものとする。

7 政令第 22 条の規定により登録を取り消された者は、直ちに当該登録証明書を知事に返還しなければならない。

廃棄物再生事業者の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録等に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年神奈川県規則第35号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(登録)

第2条 神奈川県内において廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、その事業の用に供する施設及び令第17条の規定に基づき廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるもので、次条に定める基準に適合するときは、その事業場ごとに知事の登録を受けることができる。

(登録基準)

第3条 前条に定める廃棄物再生事業者の登録基準は、次の各号に定める。

- (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法第7条第5項第4号イからルに定める者
 - イ 令第22条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者
- (2) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）に定める規制基準に適合し、かつ、防虫、防鼠及び防火に適した材質の高さ1.8メートル以上の塀、又は外壁を有する次に掲げる施設を有すること。
 - ア 規則第16条の2第1号に定める保管施設
 - イ 規則第16条の2第2号に定める施設で、廃棄物の再生を業として行うのに適当な床面積が16平方メートル以上の事業場に設置された次の各号に定める基準に適合する施設
 - (ア) 古紙の再生を行う場合にあっては、1時間当たり3トン以上の処理能力を有する梱包施設
 - (イ) 金属くずの再生を行う場合にあっては、1時間当たり100キログラム以上の処理能力を有する選別施設及び加工施設
 - (ウ) 空きびんの再生を行う場合にあっては、それぞれ200リットル以上の専用容器を備えたカレットを色別に選別する施設、カレットから不純物を選別、除去する施設及びリターナブルびんを選別する施設
 - (エ) 古繊維の再生を行う場合にあっては、毎分200回転以上の能力を有するウエス裁断機
 - (オ) 廃プラスチック類又は木くずの再生を行う場合にあっては、1時

間当たり10キログラム以上の再生能力を有する加工施設

- (カ) 建設廃材（コンクリート塊・アスファルト塊）の再生を行う場合にあっては、当該産業廃棄物処分業の許可を受けた施設（移動式を除く。）
 - (キ) (ア)から(カ)までに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあっては、当該廃棄物の再生を業として行うに足ると知事が認めた施設
- (3) 規則第16条の2第3号に定める廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
 - (4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 - (5) その他事業を適正に行うことができる者であること。

(登録申請)

第4条 申請者は、登録を受けようとする事業場ごとに廃棄物再生事業者登録申請書（細則第29号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、次に掲げる図書を添付し、知事に申請しなければならない。ただし、廃棄物の再生を業として間がない申請者で、(8)又は(9)に定める図書が無い場合で知事が認めた場合は、事業のための資産を証明する書類で代えることができる。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類（第1号様式）
 - (2) 施設及び設備の概要を記載した書類（第2号様式）
 - (3) 施設の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに設備の仕様書、又は写真
 - (4) 登録を受けようとする事業場の施設の使用に関し権原を有することを証する書類
 - (5) 法人の場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (6) 個人の場合にあっては住民票の写し
 - (7) 業務経歴を記載した書類
 - (8) 法人の場合にあっては直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (9) 個人の場合にあっては、直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (10) 第3条第1号に該当しない旨を記載した申告書（第3号様式）
 - (11) その他知事が必要と認めた書類
- 2 知事は、申請書内容を審査するとともに、必要に応じて登録申請に係る事業場に立入り、申請書記載内容の確認をすることができる。

(登録の実施)

第5条 知事は、前条の規定により登録申請があった場合は、第3条に定める基準に適合しない場合を除き、令第18条の規定に基づき廃棄物再生事業者登録をしなければならない。

- 2 知事は、登録をしたときは、廃棄物再生事業者登録簿（第4号様式。以下「登録簿」という。）に必要事項を記載し、令第19条の規定に基づき廃棄物再生事業者登録証明書（細則第30号様式。以下「登録証明書」という。）を申請者に交付する。
- 3 知事は、廃棄物再生事業者登録をしたときは、市町村長にその内容を通知するものとする。

（登録再生事業者の遵守事項）

- 第6条 廃棄物再生事業者の登録を受けた者（以下「登録再生事業者」という。）は、その事業場ごとに、その見やすい場所に登録証明書を掲示しなければならない。
- 2 登録再生事業者は、交付を受けた登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（登録再生事業者の責務）

- 第7条 登録再生事業者は、適正な事業を営むとともに、再利用を実践する団体等との連携を図るなど、廃棄物の再生の促進に努めなければならない。
- 2 登録再生事業者は、法第20条の2第4項に基づき市町村から一般廃棄物の再生に関し協力を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

（手数料）

- 第8条 申請者は、神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）に定める手数料を、キャッシュレス決済又は納付書（神奈川県財務規則第17号様式の2）により知事に支払わなければならない。

（登録証明書の再交付）

- 第9条 登録証明書を紛失、き損又は汚損し、登録証明書の再交付を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書（細則第31号様式）により知事に申請しなければならない。
- 2 登録証明書をき損又は汚損し、登録証明書の再交付を申請する場合は、き損又は汚損した登録証明書を添付しなければならない。

（登録の変更）

- 第10条 令第20条に基づく登録内容の変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届（細則第32号様式）を知事に届け出ることにより行うものとする。
- 2 前項の登録変更の届出については、変更内容が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる図書を添付するものとする。
 - （1） 令第17条第1項第1号及び第2号に係る変更の場合は、第4条第1項第5号又は第6号に定める書類
 - （2） 令第17条第1項第3号に係る変更の場合は、第4条第1項第1号に定める書類
 - （3） 令第17条第1項第4号に係る変更の場合は、第4条第1項第2号、第3号及び第4号に定める書類のうち知事が必要と認めるもの

(登録の廃止、休止、再開)

第11条 令第21条に基づく事業場の廃止、若しくは休止又は再開の届出は、廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届（細則第33号様式）を知事に届け出ることにより行うものとする。

(登録の継続の届出)

第12条 再生事業者登録を受けた日から起算して5年を経過した日以降、引き続き登録再生事業者として廃棄物の再生を業として営もうとする者は、登録の日から起算して5年を経過した日の属する年度の翌年度の4月30日までに、登録再生事業継続届（第5号様式）に必要な事項を記入し、次に掲げる図書を添付した上、知事に届け出なければならない。

(1) 事業の実績を記載した書類（第1号様式）

(2) 法人の場合にあつては直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 個人の場合にあつては、直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

2 前項の届出を行った者は、以後5年毎に登録の継続の届出を行わなければならない。この場合の届出は、前項の規定を準用する。

(準用)

第13条 第4条第2項及び第5条の規定は、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定に基づく登録証明書の再交付、登録変更、廃止、休止、再開及び継続に準用する。

(登録の取消し)

第14条 知事は、登録再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときには、その登録を取り消すことができる。

(1) 令第22条各号に該当するとき

(2) 第3条の登録基準に該当しなくなったとき

2 知事は、前項の規定により登録を取り消そうとするときは、神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年神奈川県規則第156号）に基づき聴聞を行う。

3 知事は、第1項の規定により登録を取り消したときは、その理由を付して再生事業者に通知し、その旨を登録簿に記載するとともに、市町村長にその内容を通知するものとする。

(登録証明書の返納)

第15条 登録再生事業者は、次の各号に該当する場合は、登録証明書を知事に返納しなければならない。

(1) 登録を受けた事業場を廃止したとき

(2) 登録の変更等により新たに登録証明書の交付を受けたとき

(3) 登録の取消しを受けたとき

(4) 紛失により登録証明書の再交付を受けた後、紛失した登録証明書を発見したとき

(報告の徴収及び立入り検査)

第16条 知事は、この要綱を施行するため必要があると認める場合は、法第18条及び第19条の規定に基づき、報告の徴収及び立入検査を行うことができる。

(名簿)

第17条 知事は、毎年度末現在の登録再生事業者の名簿を作成し、翌年度の6月30日までに、市町村長あて送付する。

(その他)

第18条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年3月31日までに知事に進達を受けたものにあつては、従前の要綱により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年3月5日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年10月27日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。但し、第3条及び様式については、令和3年3月26日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)
2 この要綱の施行の日前に神奈川県収入証紙により支払うこととしていた改正前の本手数料に係る神奈川県収入証紙と知事が認めたものについては、令和8年3月31日までの間に限り、本手数料の支払いのために使用することができる。

- 1 細則樣式
- 2 要綱樣式

IV－1 細則様式

第 29 号様式（第 31 条関係）（日本産業規格 A 4 縦長型）

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名 法人にあっては、
名称及び代表者の氏名

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条の 2 第 1 項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所及び 事業場の所在地	
再生に係る 事業の内容	1 古紙 2 金属くず 3 空き瓶 4 古繊維 5 その他（具体的に
施設の種類 及び数量	
施設の構造及び 設備の概要	
経理的基礎に 関する資料	

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名 法人にあっては、
名称及び代表者の氏名

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 31 条第 3 項の規定により、
廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、次のとおり申請しま
す。

登録年月日	年 月 日	登録番号	
事業場の所在地			
事業の内容			
紛失、損傷又は 汚損の年月日	年 月 日		
再交付申請の理由			

備考 損傷又は汚損の場合は、登録証明書を添付してください。

廃棄物再生事業者登録変更届

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名 法人にあっては、
名称及び代表者の氏名

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 20 条の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について次のとおり変更したので、届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日	登 録 番 号	
事業場の所在地			
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
変 更 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		

廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名 法人にあっては、
名称及び代表者の氏名

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 21 条の規定により、廃棄物再生事業場を廃止（休止・再開）したので、届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	
事 業 場 の 所 在 地			
廃 止 若 し く は 休 止 又 は 再 開 の 理 由			
廃止若しくは休止 又は再開の年月日	年 月 日		

備考 廃棄物再生事業場の廃止の場合は、登録証明書を添付してください。

Ⅳ－１ 要綱様式

第１号様式（第４条、第１２条関係）（日本産業規格Ａ４縦長型）

廃棄物再生事業計画（実績報告）書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
（法人にあっては、所在地）

名 称

氏 名
（法人にあっては、代表者の氏名）

廃棄物再生事業計画（実績）（ 年 月～ 年 月）は、次のとおりです。

品 目	処理量	再生量	回 収 物		再 生 物	
			回収量	主な回収先	発生量	主な売却等先
合 計						

廃棄物再生事業計画（実績報告）書別添【参考様式】

事業者名

■受入

No.	品目	回収先			回収量 t/月	回収費 円/t	回収費① 円/月
		事業者名	住所	許可番号			
1							0
2							0
3							0
4							0
5							0
計	●回収費：有償の場合は、マイナス				0	0	0



■再生

	処理方法	選別・加工行程	説 明	再生物等（品質）	経費②円/月
▼					
▼					
▼					
▼					
▼					
▼					
▼					
▼					
計					0



■残さ処分

No.	廃棄物の種類	委託先			排出量 t/月	処理費 円/t	処理費③ 円/月
		事業者名	住所	許可番号			
1							0
2							0
3							0
4							0
5							0
計					0	0	0



■売却等

No.	品目	売却等先			売却等量 t/月	売却費 円/t	売却費④ 円/月
		事業者名	住所	許可番号			
1							0
2							0
3							0
4							0
5							0
計					0	0	0



No.	業種	最終利用先		用途	収入計①+④
		名称	住所		0
1					
2					
3					支出計②+③
4					0
5					
6					利益
					0

施設及び設備概要書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
(法人にあっては、所在地)

名 称

氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)

廃棄物再生事業者登録を受けようとする事業場の施設、設備は次のとおりです。

事業場施設	敷 地	㎡ 所有・賃借等		
	建 物	構造	延床面積	㎡ 所有・賃借等
	塀又は外壁の材質及び高さ	塀 材質 外壁 材質	高さ 高さ	m m
事業場及び保管施設の悪臭・振動・飛散・流出・地下浸透防止対策		(具体的に記載) 悪臭対策： 振動対策： 飛散対策： 流出対策： 地下浸透防止対策：		
再生施設	種 類			
	メーカー名及び型式			
	数 量 (基)			
	能 力	古紙再生 (t/時間)、金属くず再生 (t/時間) 空き瓶再生 (ℓ)、古繊維再生 (回転/分) その他再生		
運搬施設	種 類			
	メーカー名及び最大積載量			
	数 量 (基)			

第3号様式（第4条関係）（日本産業規格A4縦長型）

申告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

登録申請者

住 所

（法人にあっては、所在地）

名 称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

「廃棄物再生事業者の登録に関する要綱」第3条第1号に規定する申請者等の欠格要件に該当しない旨を申告します。

フリガナ 申請者等氏名 (代表者、役員※)	役職名	生年月日	性別	住所

※ 登録された登録再生事業者の事業場を主として管理する者を含む。

第5号様式（第12条関係）（日本産業規格A4縦長型）

登録再生事業継続届

年 月 日

神奈川県知事 殿

登録再生事業者
住 所
(法人にあっては、所在地)

名 称

氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)

電話

登録再生事業を継続するので、廃棄物再生事業者の登録に関する要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号		登録年月日	年 月 日
登録事業者 の所在地			
再生に係る 事業の内容	1 古紙 2 金属くず 3 空き瓶 4 古繊維 5 その他（具体的に）		
施設の種類 及び数量			
施設の構造 及 設備の概要	保管施設 〔 再生施設 〔 運搬施設 〔		

環境農政局環境部資源循環推進課調整グループ
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588（住所省略可） 電話(045)210-4149